

砂川市条例第28号
令和7年12月9日

砂川市学童保育条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

砂川市長 飯澤明彦

(別 紙)

砂川市学童保育条例の一部を改正する条例

砂川市学童保育条例（平成16年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「小学校」を「砂川市立義務教育学校」に、「遊びの場及び生活の場を提供し、保護者に代わり保育する（以下「学童保育」という。）」を「児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業（以下「学童保育」という。）を市が実施する」に、「設置するとともに、次条に定める施設において学童保育を実施する」を「設置し、その管理運営を行う」に改める。

第2条を次のように改める。

（学童保育所の名称等）

第2条 学童保育所の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。

名称	位置	定員
砂川学童保育所	砂川市吉野2条南5丁目1番1号	120人
空知太学童保育所	砂川市空知太西5条6丁目3番1号	40人

第4条第1項第1号中「本市に住所を有する小学校に就学する」を「砂川市立義務教育学校の前期課程に就学している」に改め、同条第2項中「入所児童が学童保育所の定員に満たない」を「通年入所児童の保育に支障がないと市長が認める」に、「児童（以下「短期入所児童」という。）は」を「児童（以下「短期入所児童」という。）を」に改める。

第7条を削り、第8条を第7条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例の施行に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。